

# 令和6年度 集団指導

## 〔介護予防支援〕

日向市 健康長寿部  
高齢者あんしん課 地域包括ケア推進係

## 介護予防支援

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を受け、各種制度が改正されました。

介護予防支援の単位数、指定手続き、制度の主な変更等について以下に区分しお示します。

- 1 介護予防支援費について(P3)
- 2 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い 概要(P4～P11)
- 3 指定手続き(P13)

## 1 介護予防支援費について

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の改正を受け、本市においては以下の通り事業費を改正します。

	改正前（～R6.3.31）		改正後（R6.4.1～）	
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援費</li> <li>・初回加算</li> <li>・委託連携加算</li> </ul>	520単位 360単位 360単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援費（Ⅰ）基準442単位</li> <li>・初回加算</li> <li>・委託連携加算</li> <li>・高齢者虐待防止処置未実施減算</li> <li>・業務継続計画未実施減算</li> </ul>	520単位 360単位 360単位 ▲1% ▲1%
居宅介護支援事業所	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援費（Ⅱ）基準472単位</li> <li>・初回加算</li> <li>・特別地域介護予防支援加算</li> <li>・中山間地域等における小規模事業所加算</li> <li>・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</li> <li>・高齢者虐待防止処置未実施減算</li> <li>・業務継続計画未実施減算</li> </ul>	520単位 360単位 +15% +10% +5% ▲1% ▲1%

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用します。

※ 介護予防支援費は介護報酬改定により438単位から442単位になりましたが、本市の独自加算により改定前・改定後ともに520単位とします。

※ 介護予防支援費（Ⅰ）の独自加算は+78単位、介護予防支援費（Ⅱ）の独自加算は+48単位

※ 割合での加算・減算については、独自加算前の介護予防支援費（520単位ではなく442単位又は472単位）を元に算定しています。<sup>3</sup>

# 1 介護予防支援費について

## 介護予防支援サービスコード表(市独自加算前)

介護給付費単位数等サービスコード表（令和6年4月施行版）より抜粋

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
46	2111	介護予防支援Ⅰ	イ 居 宅 介 護 支 援 費	(1) 介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合)	442	1月につき
46	2113	介護予防支援Ⅰ・虐待		442 単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 1% 減算	
46	2121	介護予防支援Ⅱ	(2) 介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) 472 単位	特別地域介護予防 支援加算 15% 加算 中山間地域等における小規模 事業所加算 10% 加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	472	
46	2122	介護予防支援Ⅱ・地			543	
46	2123	介護予防支援Ⅱ・地・山			570	
46	2124	介護予防支援Ⅱ・小			519	
46	2125	介護予防支援Ⅱ・小・山			545	
46	2126	介護予防支援Ⅱ・山			496	
46	2127	介護予防支援Ⅱ・虐待			467	
46	2128	介護予防支援Ⅱ・虐待・地			537	
46	2129	介護予防支援Ⅱ・虐待・地・山			564	
46	2130	介護予防支援Ⅱ・虐待・小			514	
46	2131	介護予防支援Ⅱ・虐待・小・山			540	
46	2132	介護予防支援Ⅱ・虐待・山			490	
46	4001	介護予防支援初回加算			ロ 初回加算	
46	6132	介護予防支援委託連携加算	ハ 委託連携加算(イ(1)を算定する場合のみ算定)	300 単位加算	300	

※割合による加算・減算は市独自加算前の単位数を元に算定します。

## 2 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合 の取扱い 概要

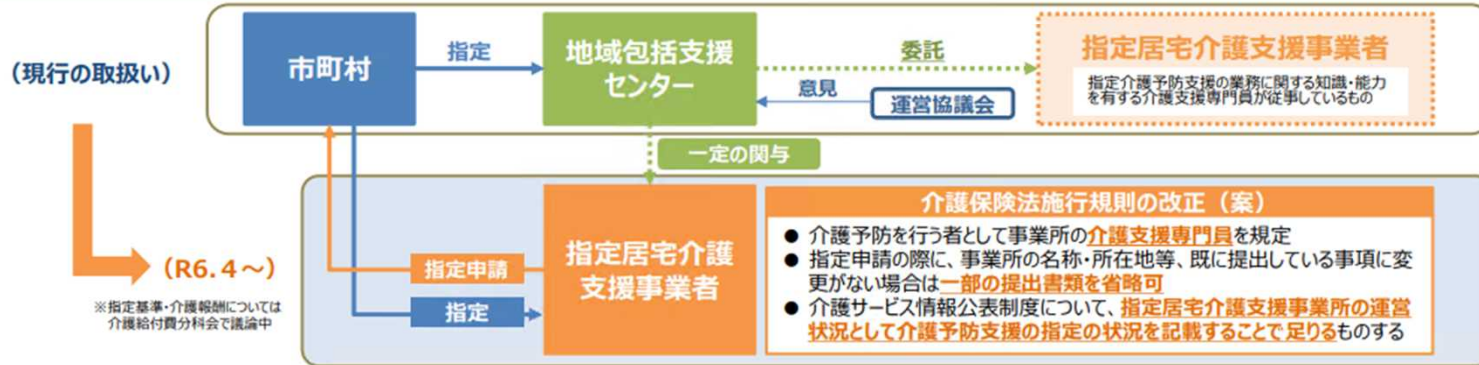
- (1) 介護予防支援の実施方法については、「日向市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務マニュアル」の「第2章 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の流れ 9. 指定介護予防支援事業者の対象拡大に伴う利用者との契約について」をご覧ください。
- (2) 制度イメージ、国Q&Aについて、次ページ以降にお示しします。

## 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

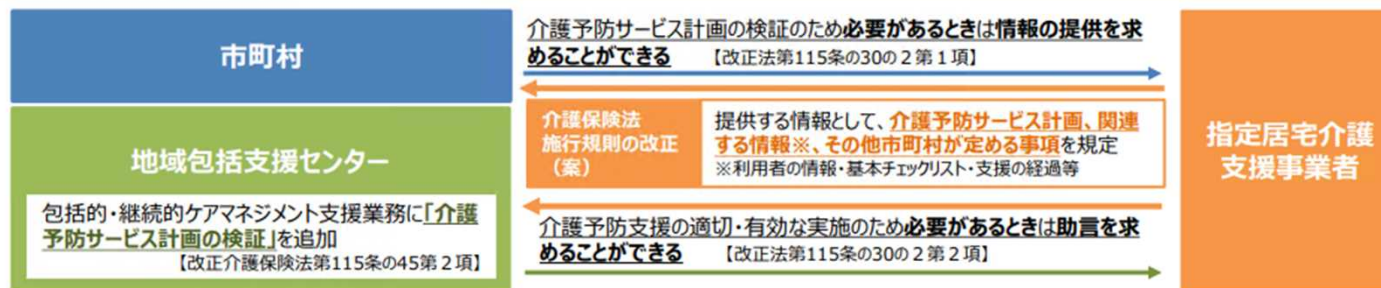
### 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。**

### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等

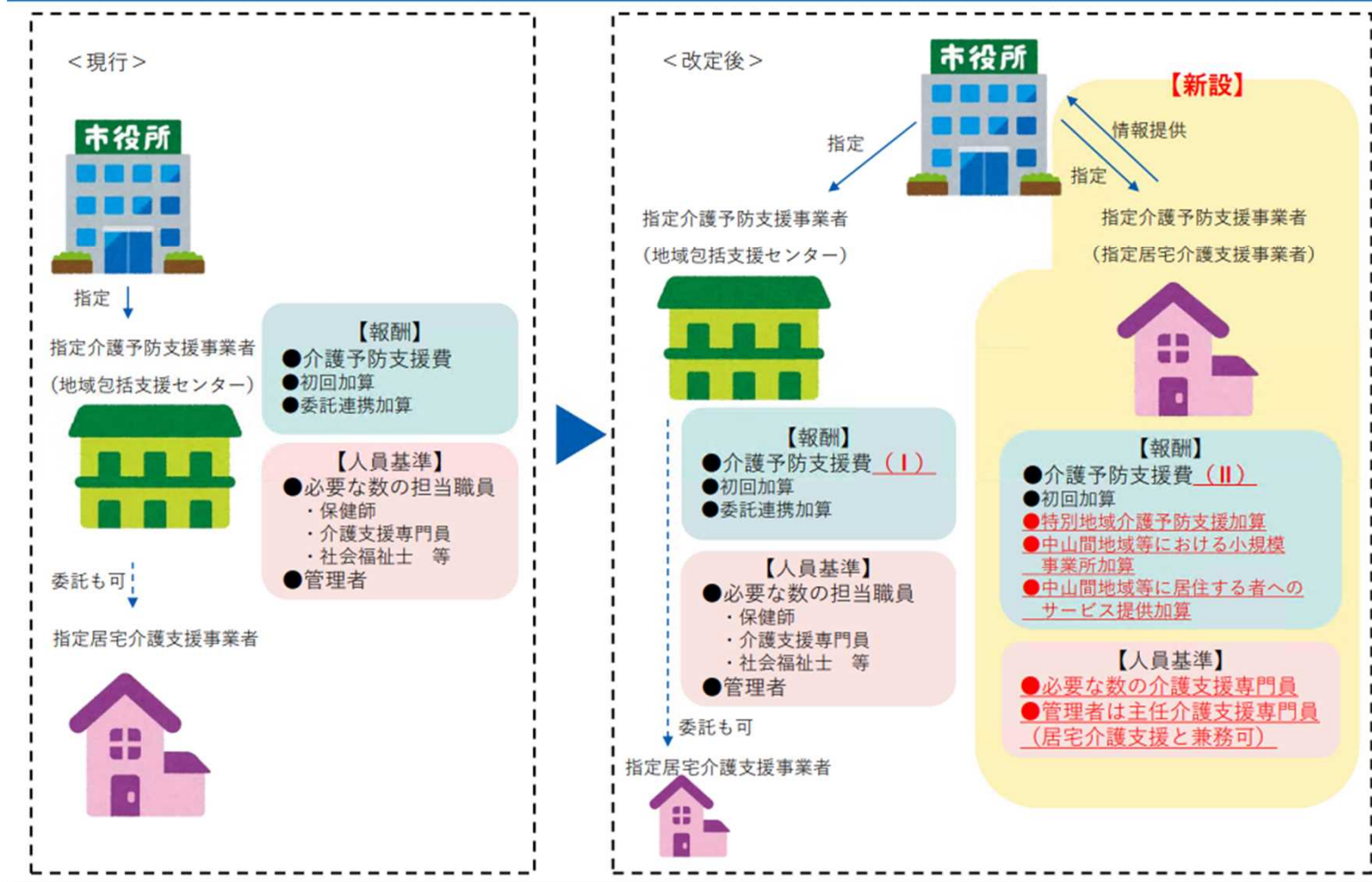


### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



## 1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より抜粋



介護保険最新情報Vol.1225 令和6年3月15日  
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

Q106 テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。

A.訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えば ICT 機器の On/Off 等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。また、協力・連携の範囲について、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。

Q107 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。

A.要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。

Q107 情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。

A.テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは収集できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。



介護保険最新情報Vol.1225 令和6年3月15日  
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

Q110 利用者に特段の事情がある場合には1月に1回（介護予防支援の場合は3月に1回）のモニタリングを行わなくてもよいが、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当するか。

A.該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。

Q111 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。

A.利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。

Q122 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を管理者とすることができるとされているが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。

A.原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

介護保険最新情報Vol.1225 令和6年3月15日  
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

Q123 介護予防支援の指定を受けている指定居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けることは可能か。

A.可能である。

介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があるため、例えば、指定を受けていない保険者の管轄内に居住する被保険者に対し介護予防支援を提供する場合には、当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられる。

Q111 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。

A.利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。

Q122 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を管理者とすることができるとされているが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。

A.原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

介護保険最新情報Vol.1225 令和6年3月15日  
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

Q123 介護予防支援の指定を受けている指定居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けることは可能か。

A.可能である。

介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があるため、例えば、指定を受けていない保険者の管轄内に居住する被保険者に対し介護予防支援を提供する場合には、当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられる。

Q111 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。

A.利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。

Q122 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を管理者とすることができるとされているが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。

A.原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

介護保険最新情報Vol.1245 令和6年3月29日  
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

Q1 地域密着型サービスの介護給付費算定に係る届出において、事業者情報については、介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（令和6年3月15日老発0315第1号厚生労働省老健局長通知）別紙3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書を用いて、市町村長から都道府県知事への進達をすることになっているが、事業者が市町村長へ届け出る場合には、当該進達書を使用しても差し支えないか。

A.当該様式については、市町村長から都道府県知事への進達書となっているが、事業者から市町村長への届出書と読み替えて、適宜使用して差し支えない。なお、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業においても同様の取扱いとする。

Q6 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。

A.指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できる（介護予防支援費の算定時においても同様である）。

Q7 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。

A.算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。

### 3 指定手続き

#### 必要書類(提出先は日向市高齢者あんしん課)

申請種別	申請書類	添付書類	添付書類を省略できる場合
新規指定	指定申請書 ・(付表)指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・誓約書</li> <li>・管理者経歴書</li> <li>・平面図</li> <li>・設備等一覧</li> <li>・苦情を処理するために講ずる措置</li> <li>・介護支援専門員一覧</li> <li>・資格書等の写し</li> <li>・運営規定</li> <li>・登記事項証明書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援の手続きで提出したものと変更がない場合</li> <li>・前回の介護予防支援の指定手続きで提出したものと変更がない場合</li> </ul> ※勤務表は同月のものを提出済みの場合に限る ※申請書類は省略不可
指定更新	指定更新申請書 ・(付表)指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項		
再開	再開届 ・(付表)指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項		
休止	廃止・休止届		
変更	変更届	・変更を証明する書類	
廃止	廃止・廃止届		

指定申請関係の様式を日向市ホームページに掲載しています。  
<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=240625162528>